

面会に関する規程

1 目的

本規程は、入院患者への面会について必要な事項を定めることにより、感染対策その他医療安全の確保を図るとともに、患者の療養環境の維持および家族等との適切な交流を支援し、円滑な医療提供および退院支援の推進に資することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 入院患者への面会については、感染対策等の正当な理由がない限り制限しない。
- (2) 面会は、患者の療養生活の質の向上、精神的安定および治療意欲の維持ならびに退院支援に資する重要な要素であることを踏まえ、その機会の確保に配慮する。
- (3) 面会の運用にあたっては、患者の状態、病棟の診療体制および感染状況等を総合的に勘案し、必要最小限の制限にとどめるものとする。

3 面会者

原則、12歳（中学生）以上の同居家族または親族等とする。
ただし、患者の療養上必要がある場合は、主治医または病棟責任者の判断によりこれを認めることができる。

4 面会時間

【平日】15時00分～19時00分 【土日・休日】13時00分～19時00分
面会時間は原則として1日1回15分以内とする。ただし、患者の病状および療養上の必要性に応じて柔軟に対応する。個室は面会時間内の面会を可とする。

5 面会人数

面会人数は1回につき原則2名以内とする。

6 面会手続

面会者はナースステーションにおいて「面会届」を記載する。

7 面会時の留意事項

- (1) 発熱、咳嗽、咽頭痛、鼻汁、くしゃみ、味覚障害等の症状がある場合は面会を行わないこと。
- (2) マスク着用および手指消毒を行うこと。

8 面会制限

次のいずれかに該当する場合には、感染対策上または医療上の必要性に基づき、病棟単位で面会制限を実施する。

- (1) 院内において感染症の発生または拡大が認められる場合
- (2) 地域の感染状況等を踏まえ、病院として必要と判断した場合
- (3) その他医療上の必要性がある場合

面会制限期間中は、洗濯物および必要物品の受け渡しをナースステーションにて実施する。

9 患者の意思の尊重

面会の実施にあたっては、可能な限り患者本人の意思を尊重するものとする。

10 規程の見直しおよび周知

本規程は感染状況、社会情勢および医療提供体制の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。
また、最新の面会状況については、院内掲示および病院ホームページ等により周知する。

11 附則

本規程は令和8年6月1日から施行する。

